

敷地

最終更新日 令和2年3月23日

令第2条第1項第一号

水路で分断された敷地の取扱い

水路で分断された敷地については、水路の管理者から占用許可等を受け、継続的に使用できる橋を設置すれば一の敷地とみなすことができる。

その場合、橋の幅は、法第43条及び県条例第12条の規定によるものとし、水路(橋を含む。)の部分は、敷地面積に算入しない。

参 考

県条例第12条
建築基準法質疑応答集 P3925, 3926